

添付法令資料 1 :

ウズベキスタン法令ニュースレター ～再生可能エネルギー法の施行～

今月 21 日にウズベキスタンのシャフカット・ミルジヨーエフ大統領は、再生可能エネルギー源の利用に関する 2019 年 5 月 21 日付ウズベキスタン共和国法律 No.ZRU-539 に署名し、同法は、翌日に公布され、同日施行された。28 条からなる同法は、再生可能エネルギー源の利用分野における各種の関係を規律することを目的としている。

法律の定義によれば、「再生可能エネルギー源」(以下「再生エネ」)とは、太陽光、風力、地熱、流水、及びバイオマスにより環境において自然的に補充されるエネルギー源をいう。また、「再生エネの利用活動」には、これらのエネルギーに係る調査、開発、探索、技術的装置の設計、建設や再生エネによるエネルギーの生産・輸送・貯蔵・販売及び利用が含まれる。再生エネによるエネルギーの生産は一般の個人又は法人により行われ得るが、その生産に用いられる技術的装置(「再生エネ装置」)の生産は法人によってのみ可能である。

再生エネの利用分野の行政的な管理は、内閣、エネルギー省及び地方自治体が分担して行う。内閣は、再生エネ利用分野における国の政策の統一を確保し、この分野の全般的な管理監督を行う。エネルギー省は、同分野における国家機関と経済界の間の調整、技術的な基準、規則等の制定、再生エネ市場における価格・料金に関する政策等について内閣に意見を提出するほか、再生エネ・再生エネにより生産されるエネルギー・再生エネ装置の国家登録の管理等の行政的な役割を果たす。再生エネ装置の配置のための土地区画の提供は、地方自治体の所管である。

再生エネによるエネルギーの生産者や再生エネ装置の製造者、再生エネの利用分野における投資・研究活動を行う主体に対して、様々な方法により国の支援が提供される。そのうち企業にとって最も魅力的と考えられるのは、税制・関税上の優遇措置である。具体的には、再生エネの利用活動に関して次のような税制上の優遇措置が設けられている。

- ① 再生エネによるエネルギーの生産者に対する (a) 再生エネ装置(定格出力 0.1MW 以上のもの)に対する財産税の免除、(b) 当該装置が配置された土地区画に対する土地税の免除。これらの措置は当該装置の稼働日から 10 年間有効である。
- ② 再生エネ装置の生産者に対するすべての種類の租税の免除。この措置は会社

の国家登録の日から5年間有効である。

- ③ 既存のエネルギー網から完全に分離されている居住施設において再生エネルギーを利用する場合における個人財産税の免税。この措置は再生エネルギーの利用開始日から3年間有効である。
- ④ 既存のエネルギー網から完全に分離されている居住施設における再生エネルギー利用者に対する土地税の免税。この措置は再生エネルギーの利用開始日から3年間有効である。

なお、同法の章目次については添付法令資料2を参照されたい。

ヤラシェフ・ノディルベック
ウズベキスタン共和国弁護士

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所